

- 7月27日、中央最低賃金審議会から厚生労働大臣に対し、今年度の地域別最低賃金額改定の目安について答申が行われた。

<平成29年度ランク別の目安額>

ランク	都道府県	H29年度	(H28年度)
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪	26円	(25円)
B	茨城、栃木、富山、山梨、長野、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、広島	25円	(24円)
C	北海道、宮城、群馬、新潟、石川、福井、岐阜、奈良、和歌山、岡山、山口、徳島、香川、福岡	24円	(22円)
D	青森、岩手、秋田、山形、福島、鳥取、島根、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	22円	(21円)

- 全国加重平均では、25円(引上げ率に換算して3.0%)となった。
- ※ この目安額を参考にして、地方最低賃金審議会では調査審議を行い、都道府県労働局長が、地域別最低賃金を決定する。
- ※ 改定後の最低賃金の発効日は、10月以降となる見込みである。
- 答申の中で、中小企業等の取引条件の改善等に関し、以下のとおり明記された。
「政府において、中小企業・小規模事業者の生産性向上等のための支援や、取引条件の改善等に引き続き取り組むことを強く要望する。」